



令和8年4月27日
四国運輸局
自動車技術安全部

香川運輸支局管内で特別街頭検査を実施

四国運輸局香川運輸支局は、自動車技術総合機構四国検査部、香川県警察本部と連携し、不正改造車を排除するために夜間の特別街頭検査を実施しました。

その結果、計6台の車両を検査し、不正改造があった車両に対し道路運送車両法に基づき香川運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

1. 実施場所及び日時 国道11号線 高松中央インターチェンジ付近
(香川県高松市林町)
令和8年4月24日(金)20:00~22:00
2. 検査車両台数 6台(内訳:二輪車6台)
3. 整備命令書交付台数 5台(内訳:二輪車5台)
4. 主な不適合箇所 消音器(マフラー)の取り外し、禁止灯火(点滅する制動灯(ブレーキランプ))の取付け等



【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

担当: 植田・眞部

TEL: 087-802-6785